

諮問番号：令和4年度諮問第15号

答申番号：令和4年度答申第19号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法(平成26年法律第68号)第45条第2項の規定により棄却されるべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、令和4年2月22日、須磨税務署長に対し、税務代理を委任した税理士 作成に係る同月21日付け令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書(以下「本件確定申告書」という。)を、e-Taxにより提出した。
- 2 須磨税務署長は、本件確定申告書を令和4年2月22日付けで受理し、処分庁に対し、同申告書を送付した。
- 3 処分庁は、令和4年5月17日、本件確定申告書及び事業者からの給与支払報告書の資料を基に、地方税法(昭和25年法律第266号。以下「法」という。)第24条第1項、第294条第1項、第314条の7、神戸市市税条例(昭和25年条例第199号。以下「条例」という。)第19条第1項、第23条の2及び兵庫県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号。以下「県条例」という。)第14条第1項、第18条の3の規定に基づき、審査請求人の税額を決定し、審査請求人に対し、同日付「令和4年度給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」(以下「本件通知書」という。)を送付した(以下「本件処分」という。)
- 4 審査請求人は、令和4年7月30日、本件処分を現実に所得税控除され

たふるさと納税金額に基づく、地方税でのふるさと納税の控除に変更する、との裁決を求めて審査請求をした。

第3 審査関係人の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

所得税での課税所得が18,000,000円以下であるにもかかわらず、地方税の計算では所得控除の関係から、所得税での課税所得は18,000,000円以上であると計算して地方税でのふるさと納税の金額を計算している。これは計算上課税所得の区分が異なる納税者と比較して公平性が保たれていない。

よって、課税区分が異なる納税者と同様にふるさと納税の控除が行われるよう計算することを求めるため審査請求を行った。

2 審査庁の見解

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) ①審査請求人は、令和4年2月22日、須磨税務署長に対し、税務代理を委任した税理士 作成に係る同月21日付け「令和3年分所得税および復興特別所得税の確定申告書」（「本件確定申告書」）をe-Taxにより提出し、須磨税務署長は、これを同月22日付けで受理するとともに、処分庁に対し、本件確定申告書を送付したこと、②処分庁は、同年5月17日、本件確定申告書及び事業者からの給与支払報告書等の資料を基に、法第24条第1項、第294条第1項、第314の7、条

例第19条第1項、第23条の2及び県条例第14条第1項、第18条の3の規定に基づき、審査請求人の税額を決定し、審査請求人に対し、同日付け令和4年度給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（「本件通知書」）を送付したこと（「本件処分」）、
③審査請求人は、同年7月30日、本件処分を現実に所得税控除されたふるさと納税金額に基づく、地方税でのふるさと納税の額の控除に変更する、との裁決を求めて審査請求をしたこと、以上の事実は前記第2の1ないし4に記載のとおりである。

(2) まず、審査請求人の所得税額の算定について、本件確定申告書の記載によれば、以下のとおりの事実が認められる。すなわち、

ア 本件確定申告書第一表、第二表及び所得の内訳書の記載によれば、審査請求人は、神戸市垂水区 に住所を有する昭和38年8月 日生まれの男性であり、（以下「」という。）及び （以下「」という。）からいずれも会社役員としての給与収入を得ていること、なお、審査請求人には配偶者はなく、昭和7年11月 日生まれの実母である と同居している。

イ 本件確定申告書の所得の内訳書の記載によれば、審査請求人の令和3年度の収入金額等は、① からの収入金額分が19,830,000円・源泉徴収税額が3,418,600円、② からの収入金額分が3,244,400円・源泉徴収税額が522,000円であることから、給与所得の合計は23,074,400円・源泉徴収税額の合計は3,940,600円となり、その給与所得金額は、その年中の給与による収入金額である23,074,400円から給与所得控除額1,950,000円を控除した21,124,400円となること（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項、第2項、第3項の第5号）、したがって、審査請求人に課される所得税の課税標準は21,124,400円となる。

ウ 本件確定申告書の令和3年分 寄附金の受領証等の記載事項の

記載によれば、①「特定寄附金の内訳」欄に、a 令和3年12月31日 枕崎市に10,000円、b 同月21日 磐田市に22,000円、c 同月27日 富士吉田市に120,000円、d 同月21日 都城市に294,000円の総額446,000円のふるさと納税の寄附を行うとともに、②「認定NPO法人等寄附金の内訳」欄の記載によれば、同月30日 国連UNHCR協会に22,000円の寄附を行ったことが認められるので、寄附金の総額は468,000円である。

エ 本件確定申告書第一表によれば、「審査請求人の給与所得金額である21,124,400円から差し引かれる金額」は、①社会保険料控除が1,883,040円（所得税法第74条第1項。本件確定申告書第二表の「社会保険料控除等に関する事項欄」参照。）、②生命保険料控除が120,000円（所得税法第76条第4項）、③地震保険料控除が15,000円（所得税法第77条第1項）、④扶養控除が金580,000円（所得税法第84条第1項、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の16第1項）、⑤基礎控除が480,000円（所得税法第86条第1項第1号）、⑥寄附金控除が合計466,000円（所得税法第78条第1項、第2項）の合計3,544,040円となること、したがって、「所得から差し引かれる金額」に記載された金3,544,040円は、所得税法上正確に算定されたものである。

オ 以上により、本件確定申告書第一表の「税金の計算」中の①「課税される所得金額」欄は17,580,000円（21,124,400円－3,544,040円＝17,580,360円、1,000円未満切捨）、②上記①に対する所得税額は4,265,400円（（17,580,000円×33％－1,536,000円＝4,265,400円）、所得税法第89条第1項。なお、控除額1,536,000円は国税庁発行の「所得税の早見表」による。）、③復興特別所得税額は89,573円（4,265,400円×2.1％）、④上記②の所得税額と上記③の復興特別所得税額の合計額は4,354,973円、⑤源泉徴収税額は3,940,600円（分3,418,600円＋分522,000円）となり、したが

って、本件確定申告書に記載の数値はすべて法令上適正に算定されたものであることが認められ、これを覆すに足りる資料はない。

- (3) 次に、本件処分におけるふるさと納税による税額の控除を含む市民税及び県民税の算定の適否について判断すると、以下のとおり認められる。

ア 地方団体が個人に対して課す租税としては、個人住民税と事業税があるが、審査請求人については事業税の課税がないので、個人住民税のみが問題となること、個人住民税は、道府県民税（法第23条以下）と市町村民税（法第292条以下）からなっており（したがって、審査請求人の個人住民税は、兵庫県民としての個人住民税及び神戸市民としての個人住民税である。）、いずれも均等割と所得割からなるところ、均等割とは、均等の額によって課する道府県民税及び市町村民税であり、所得割とは、所得によって課する道府県民税及び市町村税であること（法第23条第1項第1号、第2号、第292条第1項第1号、第2号）、そして、市県民税の税率は、課税標準率一律で、市民税税率が8%、県民税率が2%と規定されている（法第35条第1項、第314条の3第1項）。

イ そこでまず、審査請求人の所得割の税額について検討すると、本件通知書の「所得」欄の「総所得金額」の記載は21,124,400円であり、「所得控除」欄の①社会保険料控除の記載は1,883,040円であって（法第34条第1項第3号、第314条の2第1項第3号）、所得税における記載と同額であるが、「所得控除」欄の②生命保険料の記載は70,000円（法第34条第1項第5号、第314の2第1項第5号）、③地震保険料控除の記載は10,000円（法第34条第1項第5の3号、第314の2第1項第5の3号）、④扶養控除の記載は450,000円（法第34条第1項第11号、第5項、第314条の2第2項第1号、第4項）、⑤基礎控除の記載は430,000円（法第34条第2項第1号、第314条の2第2項第1号）であり、上記社会保険控除分を含めた所得控除欄

の金額の合計額は2,843,040円となるから、審査請求人の総額所得21,124,400円から上記所得控除欄の合計金額2,843,040円を控除した残額は18,281,000円(1,000円未満切捨)となること、したがって、a審査請求人の神戸市民としての個人住民税の所得割額は、課税所得金額18,281,000円の100分の8である1,462,480円(法第314条の3)、b兵庫県民としての課税所得金額18,281,000円の100分の2である365,620円(法第35条)となつて、いずれも本件通知書の「税額」欄、「市民税」欄及び「県民税」欄中の各「税額控除前所得税額」の記載と合致する。

ウ 審査請求人は、前記(2)ウに認定のとおり、令和3年中にふるさと納税として総額446,000円の特定納付金を納付しており、ふるさと納税に係る所得税及び個人住民税における控除額は、①所得税分については、一般的に、 $(\text{ふるさと納税額} - 2,000\text{円}) \times \text{所得税率}$ (復興特別所得税を含む。)の計算式に基づき算定されるところ、前記(2)オ記載のとおり、審査請求人の課税される所得金額は17,580,000円で、9,000,000円超・18,000,000円以下であるから、これに対する上記所得税率が33.693% $(33\% + 33\% \times 0.021)$ となる結果、その所得税分は149,597円 $((446,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 33.693\% = 149,597\text{円}$ (小数点以下切上))と算定されるが(所得税法第89条第1項)、所得控除が所得税額に及ぼす影響につき処分庁がその算定に関与する立場にはないこと、②個人住民税の基本分(寄附金税額控除分)については、 $(446,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times 10\% = 44,400\text{円}$ となり、市民税分は35,520円 $(44,400\text{円} \times 0.8)$ 、県民税分は8,880円 $(44,400\text{円} \times 0.2)$ となること、③個人住民税の特例分(ふるさと納税に係る特例控除分)については、 $(446,000\text{円} - 2,000\text{円}) \times (100\% - 10\% - \text{所得税率}$ (復興特別所得税を含む。))の計算式に基づき算定されること、上記計算式中の所得税率(復興特別所得税を含む。)は、審査請求人の個人住民税の課税所得金

額である18,281,000円（前記イ参照）から人的控除差調整額180,000円を控除した金額である18,101,000円を基準に決定する必要があること、④人的控除とは、基礎控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除等の「人」に関する所得控除のことであり、人的控除差調整とは、人的控除の差に基づく個人住民税の負担増を調整するため、市・県民税の所得割合から一定の金額を控除する制度であり（法第37条、第314条の6）、本件において人的控除差が問題となるのは扶養控除と基礎控除であるところ、扶養控除（同居老人）の所得税分は580,000円であるのに対し、市・県民税分は450,000円で差額が130,000円、基礎控除の所得税分は480,000円であるのに対し、市・県民税分は430,000円で差額が50,000円となるので、合計180,000円の差額が生じることになること、⑤したがって、審査請求人の所得税率（復興特別所得税を含む。）は、審査請求人の課税される所得金額が18,101,000円（18,000,000円超・40,000,000円以下）であることから、40.84%（40%+40%×0.021）となり、個人住民税の特別分（ふるさと納税に係る特例控除分）は、218,271円（（446,000円-2,000円）×49.16%（100%-10%-40.84%）、小数点以下切上）となる結果（所得税法第89条第1項）、市民税分は218,271円×0.8=174,617円（小数点以下切上）、県民税分は218,271円×0.2=43,655円（小数点以下切上）となること、以上によれば、審査請求人のふるさと納税による個人住民税（基本分）が、市民税分35,520円・県民税分8,880円、個人住民税（特例分）が、市民税分174,617円・県民税分43,655円となり、いずれも本件通知書の記載は、所得税法及び地方税法上正確に算定されたものと認められる。

エ 上記ウで述べたところによれば、審査請求人のふるさと納税に係る租税控除額は、市民税分が210,137円、県民税分が52,535円となるが、処分庁は、調整控除として、市民税分について2,000円を加

算して212,137円とする処分を、県民税について500円を加算して53,035円とする処分をそれぞれ行っているところ、かかる処分は、審査請求人の税額控除分が2,500円増額される結果として、市民税及び県民税の税額がその分減額となるものであるから、審査請求人にとって有利な処分というべきものである。

- オ 審査請求人の市民税の均等割額は3,900円（法第310条、条例第21条第1項、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律（平成23年法律第108号。以下「復興臨時特例法」という。）第2条第2項、神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例（平成30年条例第21号）第9条第2項）、県民税の均等割額は2,300円（法第38条、県条例第20条、復興臨時特例法第2条第1項、県民緑税条例（平成17年兵庫県条例第19号）第2条）であるから、処分庁による市民税の課税額の合計は1,254,200円（100円未満切捨）、県民税の課税額の合計額は314,800円（100円未満切捨）、以上課税総額は1,569,000円となり、本件通知書記載のとおりである。
- (4) 以上に詳述したとおりであって、本件処分に違法な点は何ら存在せず、ふるさと納税による税額控除を含め正当なものであることは明らかである。

第5 調査審議の経過

- 令和4年12月22日 第1回審議
令和5年1月25日 第2回審議
令和5年2月21日 第3回審議

第6 審査会の判断

1 本件に係る法令の規定について

- (1) 法第24条第1項及び第294条第1項、条例第19条第1項並びに県税

条例第14条第1項の規定により、神戸市内及び兵庫県内に住所を有する個人は、市民税及び県民税について、均等割額及び所得割額の合算額により課されることとされている。

- (2) 法第34条及び第314条の2、条例第20条の3並びに県条例第17条は、市民税及び県民税に関する所得割の課税標準である、前年の所得について算定された総所得金額から、控除する場合及び控除する金額を規定している。また、法第37条、第37条の2、第314条の6及び第314条の7、条例第22条及び第23条の2並びに県条例第18条の2及び第18条の3は、市民税及び県民税に関する所得割の額である、課税標準に税率を乗じて得た金額から、控除する場合及び控除する金額を規定している。

2 本件処分の適法性等

- (1) 本件処分は、審査請求人の令和4年度の市民税及び県民税について、均等割額及び所得割額の合算額により課されたものであり、処分庁が法第24条第1項及び第294条第1項、条例第19条第1項並びに県税条例第14条第1項の規定に基づいて行ったものであって、法令に基づき適正に行われていることが認められる。
- (2) また、処分庁は、審査請求人が提出した本件確定申告書及び事業者からの給与支払報告書の資料を基に、本件処分に係る課税について、審査請求人の総所得金額から、審査請求人が令和3年に行ったふるさと納税の総額から算定した額を控除して算定しており、これは法第34条、第37条、第37条の2、第314条の2、第314条の6及び第314条の7、条例第20条の3、第22条及び第23条の2並びに県条例第17条、第18条の2及び第18条の3の規定を適用したものであるから、本件処分に係る税額については法、条例及び県条例の規定に従って算定されていることが認められる。
- (3) 審査請求人は、本件処分について、所得税と地方税の課税所得の区分が異なる場合と異なる場合では、ふるさと納税の控除の計算の

公平性が保たれていないと主張しているが、所得控除が所得税額に及ぼす影響について処分庁がその算定に関与する立場にないこと及び審査請求人が行ったふるさと納税の総額から算定された額の税額控除を含めて、本件処分は法令に基づき適正に行われていることが認められることから、当審査会としても、審査請求人の主張は認められないと判断した。理由については第4-2(2)及び(3)記載の審理員の意見と同旨であるから、これを引用する。

(4) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委 員 大 原 雅 之

委 員 西 上 治